

日本骨髄腫学会寄付制度細則

- (1) (総則) 一般社団法人日本骨髄腫学会として、個人および団体からの篤志による寄付行為に対応するため、本細則を設定する。
- (2) (目的) 本学会法人の設立目的に賛同し、篤志として寄付を希望する個人及び団体に対して、当学会法人としての、申し込み、協議、寄付手続き、学会法人としての会計処理の方法を本細則で定める。
- (3) (寄付希望者の資格要件) 寄付希望については、日本国内に国籍を有し、居住する個人または団体とする。
- (4) (除外要件) 寄付希望者が反社会的勢力に属していないこと、また、それらと関連のある資金でないことを明示できること。
- (5) (事前相談の申し込み) 学会法人ホームページあるいは学術集会ホームページに寄付に関する案内を掲示する。すべての申し出に応じられるとは限らないため、事前相談制とする。事前相談は、学会法人事務局もしくは学術集会事務局を通じての申し入れ相談とする。その際の事前相談申し入れは書式1を用いる。
- (6) (寄付の受け入れ条件) 寄付の受け入れに応じる場合は、以下の条件を満たす場合である。①寄付の希望目的が学会法人の目的に合致していること。②自己判断能力を有し、自由意思に基づく篤志によるものであること。③使途の指定がある場合、学会法人として実現可能な範囲であること。④反社会的勢力に属していないこと、また、それらの資金と関連がないことが明示されていること。⑤入金後はいかなる理由があっても返金に応じられないことを事前にご理解いただいていること。
- (7) (寄付の受け入れ手続き) 寄付希望に対して最大限希望に沿うよう、理事長以下、関係者で協議を行い、応じられる場合には、書式2による申し込みを受領する。
- (8) (寄付の入金方法) 寄付の入金指定口座は学会法人口座もしくは学術集会用学会法人口座とする。
- (9) (寄付の領収及び証明) 領収書および必要な場合に受領証明書を学会法人として発行する。
- (10) (返金不応の提示) 寄付金の入金後は、いかなる理由があっても返金に応じられない旨、事前に承諾いただく。
- (11) (会計) 法人口座への入金後、当該年度に学会法人会計内で処理する。寄付金の使途が限定される場合には、別途、会計管理できるよう対応する。
- (12) (細則の変更手続き) 本細則は理事会で修正変更を協議し、決定できる。